

(教育福祉委員会要求資料)

令和4年6月
保健福祉局

- 1 市バス撤退地域を運行する小規模・非営利のバス事業に対する敬老乗車証交付金の新たな加算措置の考え方について
- 2 生活保護の相談件数，保護開始件数及び被保護世帯数について

1 市バス撤退地域を運行する小規模・非営利のバス事業に対する 敬老乗車証交付金の新たな加算措置の考え方について

- (1) 地下鉄の開業により市バスが撤退した地域（以下「市バス撤退地域」という。）を運行する民間バス（※）には、「第1種敬老乗車証（以下「市バス・地下鉄敬老乗車証」という。）」を適用している。

これらの民間バスに対する「市バス・地下鉄敬老乗車証」の交付金の算定に当たっては、市バスに対する交付金の算定と同じ積算方法を用いており、個々の民間バスの規模の大小や営利・非営利等の特質は一切考慮していない。

※ 現状：京都バス、京阪バス及び醍醐コミュニティバス

【「市バス・地下鉄敬老乗車証」の交付金の積算方法】

$$\text{協定単価（192円）} \times 16 \text{回/月} \times 12 \text{月} \times \text{交付者数} \times \frac{80}{100} = \text{交付金額}$$

- (2) そのような中、敬老乗車証については、令和4年度からの制度見直しに伴い、交付者数が減少すれば、市バス及び民間バスに対する交付金額も減少するため、特に地域住民が主体となって運営する小規模・非営利の民間バスへの影響が大きいと考えられる。

具体的には、現に運行されている地域にあっては、事業継続への支障になることが、また、未だ運行されていない地域にあっては、今後における地域のイニシアティブによる事業創出の障壁になることが懸念される。

- (3) 市バスに対する交付金の算定に当たっては、敬老乗車証の利用者が市バス及び地下鉄の両方を利用すると想定し、地下鉄の乗車割合（20%）を減額している。

しかし、地域住民が主体となって運営する小規模・非営利の民間バスは、一般の路線バスが運行しない地域住民の身近な生活路線を運行するという特質を考慮すると、必ずしも地下鉄の利用を想定し、その乗車割合（20%）を減額することが合理的であるとは言えない。

- (4) このため、地域住民が主体となって運営する小規模・非営利の民間バス事業の特性を考慮し、そうした民間バスに対する「市バス・地下鉄敬老乗車証」の交付金の算定に当たり、新たな加算措置（減額した地下鉄の乗車割合（20%）相当分を加算）を設けるもの。

【新たな加算措置の積算方法】

$$\left(\text{交付金額} \times \frac{100}{80} \right) - \text{交付金額} = \text{加算額}$$

<参考>

市バス・地下鉄が運行していない特定の地域を運行する民間バスについては、「第2種敬老乗車証（以下「民営バス敬老乗車証」という。）」を適用しており、地域住民が主体となって運営する小規模・非営利の民間バスである「雲ヶ畑もくもく号」もこれに該当する。

「民営バス敬老乗車証」の交付金の算定に当たっては、小規模、非営利等の如何にかかわらず、個々の民間バスの実運賃額を用いるとともに、もとより地下鉄の乗車割合（20%）も減額していないため、上記の加算措置に該当しない。

【「民営バス敬老乗車証」の交付金の積算方法】

$$\text{実運賃額（例：雲ヶ畑もくもく号の場合700円）} \times 12 \text{回/月} \times 12 \text{月} \times \text{交付者数}$$

2 生活保護の相談件数、保護開始件数及び被保護世帯数について

(1) リーマンショック時と新型コロナウイルス感染症拡大時との比較

ア リーマンショック時前後

年度	相談件数	保護開始件数	被保護世帯数
平成20年度	16,032	3,900	26,886
平成21年度	19,145	5,306	28,531
平成22年度	19,147	5,325	30,309
H20⇒H22伸び率	+19.4%	+36.5%	+12.7%

イ 新型コロナウイルス感染症拡大時前後

年度	相談件数	保護開始件数	被保護世帯数
令和元年度	11,520	3,400	32,329
令和2年度	12,535	3,544	32,135
令和3年度	11,748	3,350	32,029
R1⇒R3伸び率	+2.0%	△1.5%	△0.9%

(2) 各区役所・支所別（令和3年度）

区・支所	相談件数	保護開始件数	被保護世帯数
北	601	181	1,694
上京	838	236	1,465
左京	796	218	2,229
中京	840	227	1,843
東山	533	129	1,085
山科	1,421	369	4,087
下京	507	184	1,512
南	1,052	324	3,220
右京	1,430	423	3,942
西京	508	159	1,375
洛西	394	91	826
伏見	1,416	409	4,342
深草	487	195	1,783
醍醐	925	205	2,629
市計	11,748	3,350	32,029

※ 相談件数及び保護開始件数は、延べ件数

※ 被保護世帯数は、年度平均値

※ 被保護世帯数は年度平均値のため、端数処理の関係で各保健福祉センターの合計と市計が一致しない。